香取市下水道事業経営戦略

団　体　名　：　香取市

事　業　名　：　農業集落排水事業

策　定　日　：　令和　3　年　3　月

計　画　期　間　：　令和　3　年度　～　令和　12　年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	香北処理区　：昭和60年度（30年） 阿玉台・久保処理区　：平成4年度　(23年) 岡飯田処理区　：平成6年度　(21年) 白井・山川処理区　：平成7年度　(20年) 八本処理区　：平成11年度（16年） 新福寺処理区　：平成16年度（11年） 黒部川右岸処理区　：平成14年度（13年）	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	法適 (一部適用)
処理区域内人口密度	香北処理区　：　4.8人/ha 阿玉台・久保処理区　：25.3人/ha 岡飯田処理区　：16.0人/ha 白井・山川処理区　：21.1人/ha 八本処理区　：21.6人/ha 新福寺処理区　：23.6人/ha 黒部川右岸処理区　：34.0人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	７処理区（香北処理区、阿玉台・久保処理区、岡飯田処理区、白井・山川処理区、八本処理区、新福寺処理区、黒部川右岸処理区）		
処理場数	７処理施設（香北地区農業集落排水処理施設、阿玉台・久保地区浄化施設、岡飯田処理区、白井・山川浄化施設、八本浄化施設、新福寺浄化施設、黒部川右岸浄化施設）		
広域化・共同化・ 最適化実施状況*1	該当なし（令和４年度に香取市汚水適正処理構想の見直しに併せ、農業集落排水事業の２処理区との統廃合を再検討する。）		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料　2,000円（税抜） 使用料人員　1人につき500円（税抜）		
業務用使用料体系の概要・考え方	業務用使用料体系の設定なし		
その他の使用料体系の概要・考え方	畜産汚水　10リットルにつき6円70銭（税抜）		
条例上の使用料*2 （２０㎥あたり） ※過去３年度分を記載	人頭制料金体系	実質的な使用料*3 （２０㎥あたり） ※過去３年度分を記載	平成30年度　円 令和元年度　円 令和2年度　円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組 織

職　員　数	１名
事 業 運 営 組 織	民間委託等を活用し、最小限の人数で事業を実施しています。

（2）民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	７処理施設の包括的民間委託を、平成29年4月1日から実施済みです。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

（3）経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について）（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

令和２年度に策定しました、令和元年度決算「経営比較分析表」を添付しています。

2. 経営の基本方針

本市の農業集落排水事業は、合併した１市３町のうち旧佐原市に１処理区、旧小見川町に５処理区、旧山田町に１処理区の計７処理区を有しています。旧佐原市の香北地区農業集落排水施設が、生活汚水と畜産（養豚）汚水の処理を併せて行うモデル事業として、昭和60年度に供用を開始し、旧小見川町新福寺地区浄化施設が平成16年度に供用を開始したことにより、7地区の整備が完了しています。

農業集落排水事業は、快適な市民生活のために必要不可欠なものであり、人口減少の中今後も安定したサービスを提供し続ける必要があることから、健全経営に向けて以下の2点を基本方針として取り組んでいきます。

〇計画的な事業執行

市町村合併により7処理施設を有することになりましたが、香北地区農業集落排水処理施設は供用開始後35年が経過し、最も新しい新福寺地区浄化施設も18年が経過し、老朽化が進んでいます。安定した汚水処理のため、最適整備構想を策定し、施設の長寿命化・更新経費の平準化を実施するとともに、隣接する公共下水道との最適化を検討します。

〇事業経営の基盤強化

・人口減少により使用料収入は減少傾向になるため、水洗化率の向上に努めます。
・包括的民間委託の導入等による更なる経費節減を行います。
・企業会計に移行し、財政マネジメントの向上を図ります。

３. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別 紙 の と お り

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項
　老朽化が進む施設の計画的な更新及び安定した汚水処理のため、企業債元利償還金及び企業債残高の動向を踏まえて、必要な事業費を計上します。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
　管渠、処理場等の新規建設は計画していません。最適整備構想に基づく、計画的な更新事業費を今後計上します。

○広域化・共同化・最適化に関する事項
　農業集落排水事業を実施している近隣市町がないため、広域化・共同化は計画していません。最適整備構想により、隣接する公共下水道との最適化を今後検討します。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項
　最適整備構想の策定は、全額国庫補助事業で計画しています。構想に基づく必要な事業費に充当する特定財源を、経営戦略の見直しに伴い計上します。

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
　拡張事業は終了しているため普及人口の拡大は見込めず、平成27年度に策定した汚水適正処理構想に基づく行政人口減少による使用料の減収を計画しています。

○繰入金に関する事項
　人口減少により使用料収入は減収となりますが、企業債償還元利金がそれ以上に減少するため、一般会計繰入金は毎年減少する見込みで計画しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）
　７処理区において、平成29年4月1日から包括的民間委託を導入し、更なる経費節減を行います。

○職員給与費に関する事項
　必要最低限の職員数（1人）で事業実施していることから現在の職員数は変えずに、令和３年度当初予算ベースで算出しました。

○動力費・薬品費に関する事項
　包括的民間委託の導入に伴い、計上していません。

○修繕費に関する事項
　令和３年度は執行見込ベースで算定し、以降は老朽化により継続的な補修が必要なため、令和３年度以降は予算額ベースで算出しました。

○委託費に関する事項
　処理施設の拡張を予定しておらず、また、処理水量等の増加等も見込めないため、令和３年度予算額ベースで算出しました。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

広域化・共同化・最適化に関する事項	最適整備構想の策定の中で、隣接する公共下水道との最適化を検討します。
投資の平準化に関する事項	最適整備構想に基づく、計画的な更新事業費を今後計上します
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後、人口の減少により更なる減収が見込まれることから、概ね4年毎に使用料改定の検討を行い必要に応じ使用料の見直しを図ります。
資産活用による収入増加 の取組について	該当なし
その他の取組	水洗化率が低い地区に関しては、地区総会に市職員が参加する等、水洗化率向上の働きかけを行っていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	平成29年4月1日から包括的民間委託を導入しました。
職員給与費に関する事項	現在、必要最低限の職員1人で事業実施しているため、見直しは予定していません。
動力費に関する事項	包括的民間委託で対応しています。
薬品費に関する事項	包括的民間委託で対応しています。
修繕費に関する事項	最適整備構想の策定により施設の長寿命化を図り、維持管理の総額を逓減する努力を行っていきます。
委託費に関する事項	包括的民間委託の導入等、可能な限り委託費の削減に努めていきます。
その他の取組	該当なし

4．経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行い、最適整備構想に基づく事業計画の策定及び地方公営企業法の適用により、官庁会計から企業会計への会計手法の変更に合わせて、概ね５年毎に計画の更新を行います。

経営比較分析表（令和2年度決算）

千葉県　香取市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**有収率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**
-	81.39	4.06	100.00	3,850

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
74,330	262.35	283.32
処理区域内人口(人)	**処理区域面積(km²)**	**処理区域内人口密度(人/km²)**
3,001	2.58	1,163.18

グラフ凡例
- ■ 当該団体値（当該値）
- ー 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①経常収支比率(%)

【104.99】

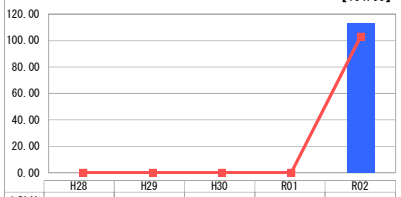

	H28	H29	H30	R01	R02
当該値	-	-	-	-	113.49
平均値	-	-	-	-	103.09

②累積欠損金比率(%)

【121.19】

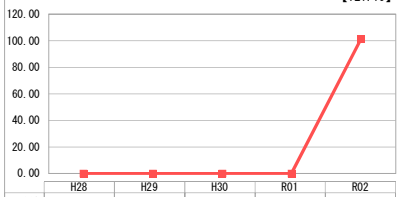

	H28	H29	H30	R01	R02
当該値	-	-	-	-	0.00
平均値	-	-	-	-	101.24

③流動比率(%)

【32.80】

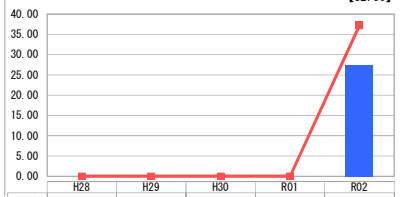

	H28	H29	H30	R01	R02
当該値	-	-	-	-	27.48
平均値	-	-	-	-	37.24

④企業債残高対事業規模比率(%)

【832.52】

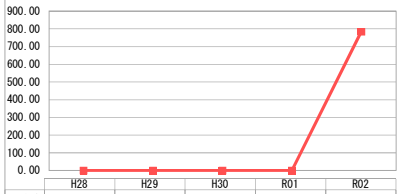

	H28	H29	H30	R01	R02
当該値	-	-	-	-	0.00
平均値	-	-	-	-	783.80

⑤経費回収率(%)

【60.94】

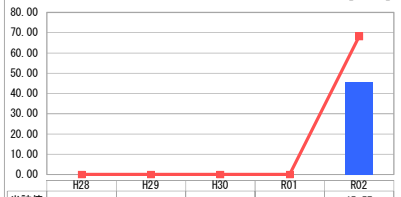

	H28	H29	H30	R01	R02
当該値	-	-	-	-	45.57
平均値	-	-	-	-	68.11

⑥汚水処理原価(円)

【253.04】

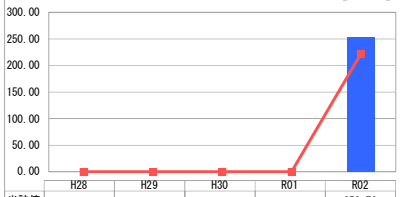

	H28	H29	H30	R01	R02
当該値	-	-	-	-	253.72
平均値	-	-	-	-	222.41

⑦施設利用率(%)

【54.84】

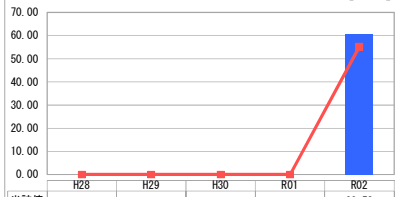

	H28	H29	H30	R01	R02
当該値	-	-	-	-	60.53
平均値	-	-	-	-	55.26

⑧水洗化率(%)

【86.60】

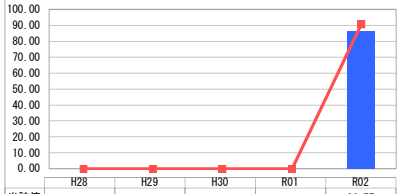

	H28	H29	H30	R01	R02
当該値	-	-	-	-	86.57
平均値	-	-	-	-	90.52

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

【22.21】

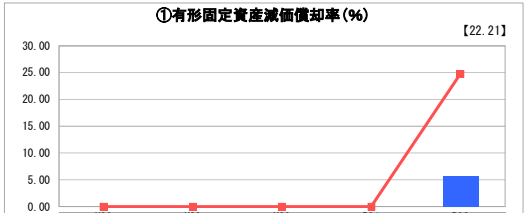

	H28	H29	H30	R01	R02
当該値	-	-	-	-	5.58
平均値	-	-	-	-	24.80

②管渠老朽化率(%)

【0.00】

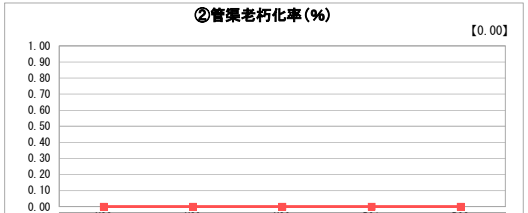

	H28	H29	H30	R01	R02
当該値	-	-	-	-	0.00
平均値	-	-	-	-	0.00

③管渠改善率(%)

【0.16】

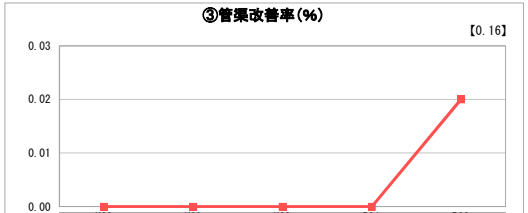

	H28	H29	H30	R01	R02
当該値	-	-	-	-	0.00
平均値	-	-	-	-	0.02

※　「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率については、100%を超え平均値よりも上回っている。費用の削減などにより更なる健全経営に向けて取り組んでいく。
②累積欠損金比率は、累積欠損金が発生していないため、0となっている。
③流動比率については、内部留保資金である現金預金が少ないことに加え、建設改良費に充てるための企業債の償還が多額となっていることから比率が低くなっている。
④企業債残高対事業規模比率は、一般会計負担額が大きいため、企業債残高の減少に伴い法適用前と同様減少傾向である。
⑤経費回収率及び⑥汚水処理原価については、汚水処理原価が使用料単価を上回っていることから、経費回収率は100%に届いていない。
⑦施設利用率は、類似団体よりも上回っており、適正であると思われる。
⑧水洗化率は、法適用前と比較してほぼ横ばいとなっており平均値を下回っている。人口減少によるところが大きいが、水洗化の広報活動を実施しさらなる向上を目指す。

2. 老朽化の状況について

施設の老朽化に伴い計画的な改修が必要であることから、平成28年度に実施した機能診断を踏まえ、平成29年度に最適整備構想を策定した。令和元年度より各施設の機能強化事業計画を策定し、令和3年度以降実施設計に着手し、令和4年度以降更新工事等を順次施工予定である。

全体総括

施設の老朽化により、維持管理費に対し補助制度を活用した計画的な改修が必要である。また、事業の性質上、市街地の人口密集地ではなく農村部での事業実施となるため、公共下水道と比較して料金収入に対する事業費が高コストとなる。
行政人口の減少に伴い処理区域内人口は減少傾向にあるため、大幅な料金収入の増加は見込めない状況にあり、水洗化率の低い地区に対して接続率の向上を図り、料金収入の増加に努める必要がある。
令和2年4月1日より地方公営企業法の一部（財務）適用をした。これにより経営状況や財務状態を明確化し、経営効率の最適化を図りたい。

（法適用企業・収益的収支）

農業集落排水事業　投資･財政計画

（単位:千円，%）

区分 ＼ 年度	2年度（決算）	3年度（決算見込）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収益的収支 収益的収入 1．営業収益 (A)	39,458	39,352	42,062	41,541	41,101	40,518	40,146	39,624	39,107	38,618	38,431
(1) 料金収入	39,458	39,352	38,778	38,584	38,391	38,199	38,008	37,818	37,629	37,441	37,254
(2) 受託工事収益 (B)											
(3) その他			3,284	2,957	2,710	2,319	2,138	1,806	1,478	1,177	1,177
2．営業外収益	268,404	248,811	212,078	197,658	187,344	178,546	182,626	180,475	179,751	184,545	182,019
(1) 補助金	127,838	113,461	113,572	106,835	98,534	90,538	89,646	84,095	82,266	86,728	83,905
他会計補助金	127,838	113,461	113,572	106,835	98,534	90,538	89,646	84,095	82,266	86,728	83,905
その他補助金											
(2) 長期前受金戻入	139,739	135,145	98,406	90,723	88,710	87,908	92,880	96,280	97,385	97,717	98,014
(3) その他	827	205	100	100	100	100	100	100	100	100	100
収入計 (C)	307,862	288,163	254,140	239,199	228,445	219,064	222,772	220,099	218,858	223,163	220,450
収益的支出 1．営業費用	255,342	251,189	200,125	194,255	192,457	192,525	201,272	208,079	212,421	216,119	218,732
(1) 職員給与費	8,010	8,003	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
基本給	3,664	3,426	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
退職給付費											
その他	4,346	4,577	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
(2) 経費	74,813	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
動力費	13,551	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
修繕費	12,322										
材料費	1,188										
その他	47,752										
(3) 減価償却費	172,519	173,186	122,125	116,255	114,457	114,525	123,272	130,079	134,421	138,119	140,732
2．営業外費用	12,160	10,387	8,574	6,904	5,306	4,099	3,127	2,475	1,856	1,355	968
(1) 支払利息	12,160	10,387	8,574	6,904	5,306	4,099	3,127	2,475	1,856	1,355	968
(2) その他											
支出計 (D)	267,502	261,576	208,699	201,159	197,763	196,624	204,399	210,554	214,277	217,474	219,700
経常損益 (C)−(D) (E)	40,360	26,587	45,441	38,040	30,682	22,440	18,373	9,545	4,581	5,689	750
特別利益 (F)	3,468										
特別損失 (G)											
特別損益 (F)−(G) (H)	3,468										
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)	43,828	26,587	45,441	38,040	30,682	22,440	18,373	9,545	4,581	5,689	750
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)											
流動資産 (J)	23,345	34,821	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
うち未収金	7,097	6,371	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
流動負債 (K)	84,954	86,502	79,948	73,812	69,461	61,177	57,751	50,534	43,260	36,486	36,486
うち建設改良費分	75,171	72,998	70,948	64,812	60,461	52,177	48,751	41,534	34,260	27,486	27,486
うち一時借入金											
うち未払金	9,044	9,366	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}\times 100$）											
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)											
営業収益－受託工事収益 (A)−(B) (M)	39,458	39,352	42,062	41,541	41,101	40,518	40,146	39,624	39,107	38,618	38,431
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)											
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)											

（法適用企業・資本的収支）

農業集落排水事業　投資・財政計画

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			2年度（決算）	3年度（決算見込）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	13,100	16,500	26,900	21,500	29,900	72,300	61,600	47,700	46,800	46,000	26,000
		うち資本費平準化債											
		2. 他会計出資金											
		3. 他会計補助金	7,844	9,342	6,842	4,134	4,198	4,380	3,848	3,241	2,069	700	808
		4. 他会計負担金											
		5. 他会計借入金											
		6. 国（都道府県）補助金		2,640	31,381	23,276	35,850	155,064	104,295	62,640	61,320	60,000	30,000
		7. 固定資産売却代金											
		8. 工事負担金		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		9. その他											
		計 (A)	20,944	28,582	65,223	49,010	70,048	231,844	169,843	113,681	110,289	106,800	56,908
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
		純計 (A)−(B) (C)	20,944	28,582	65,223	49,010	70,048	231,844	169,843	113,681	110,289	106,800	56,908
	資本的支出	1. 建設改良費	15,389	22,896	58,302	44,794	65,750	227,463	165,900	110,400	108,200	106,000	56,000
		うち職員給与費											
		2. 企業債償還金	74,111	75,171	72,998	66,948	56,892	53,166	52,282	46,835	42,030	45,729	41,293
		3. 他会計長期借入返還金											
		4. 他会計への支出金											
		5. その他	699	700	1,800	200	200	200	200	200	200	200	200
		計 (D)	90,199	98,767	133,100	111,942	122,842	280,829	218,382	157,435	150,430	151,929	97,493
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)−(C) (E)			69,255	70,185	67,877	62,932	52,794	48,985	48,539	43,754	40,141	45,129	40,585
補塡財源		1. 損益勘定留保資金	35,246	40,641	23,721	25,533	25,746	26,618	30,393	33,800	37,036	40,402	40,585
		2. 利益剰余金処分額	27,550	18,996	32,609	28,980	25,602	18,053	14,839				
		3. 繰越工事資金											
		4. その他	6,459	10,548	11,547	8,419	1,446	4,314	3,307	9,954	3,105	4,727	
		計 (F)	69,255	70,185	67,877	62,932	52,794	48,985	48,539	43,754	40,141	45,129	40,585
補塡財源不足額 (E)−(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)			533,259	450,853	379,905	315,093	254,632	202,455	153,704	112,170	77,910	50,424	50,425

○他会計繰入金

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収益的収支分	127,838	113,461	113,572	106,835	98,534	90,538	89,646	84,095	82,266	86,728	83,905
うち基準内繰入金	32,339	42,057	30,565	32,442	27,889	26,183	29,383	31,717	37,569	43,804	47,817
うち基準外繰入金	95,499	71,404	83,007	74,393	70,645	64,355	60,263	52,378	44,697	42,924	36,088
資本的収支分	7,844	9,342	6,842	4,134	4,198	4,380	3,848	3,241	2,069	700	808
うち基準内繰入金	4,856	4,987	5,121	4,016	4,098	4,182	3,744	3,081	1,889	560	608
うち基準外繰入金	2,988	4,355	1,721	118	100	198	104	160	180	140	200
合計	135,682	122,803	120,414	110,969	102,732	94,918	93,494	87,336	84,335	87,428	84,713

（※）令和2年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号）に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。